

本年 11 月 9 日付の新聞報道を受けて

本年 11 月 9 日付の北海道新聞（小樽・後志版）の紙面にて、倶知安町立小学校に関し、「倶知安で不登校 両親「担任が体罰、暴言」「訴え 3 年 結論示さぬ町教委」との見出しにて記事が掲載されました。本件に関しましては、町民の皆様に変なご心配をおかけしておりますことを改めまして深くお詫び申し上げます。また、町民の皆様から倶知安町教育委員会（以下、「町教委」といいます。）に厳しいご意見やお問い合わせをいくつか頂戴しているところであり、これらは真摯に受け止め反省し、改善と再発防止に努めて参ります。

記事の内容につきましては、担任教諭による学級での給食指導に関し、児童に対する行き過ぎた指導があったこと、本件に関し町教委は 20 年 2 月に教諭の任命権者・所属庁である北海道教育委員会（以下、「道教委」といいます。）に報告のうえで判断を仰ぎ、同年 10 月に当該教諭は（懲戒処分には至らない）処分措置となっていることは事実です。

19 年 9 月の本事案発生後、学校から保護者への説明と謝罪を行うとともに、同年 10 月には町教委も面談し、以降、関係者からの聞き取り、説明と謝罪を行って参りました。これらの過程において、保護者から指摘のあった体罰や暴言に関しても調査等を行っており、20 年 2 月には道教委に報告書を提出し、同年 3 月には、児童生徒らを対象に給食指導の件のみならず広く学校生活や教諭からの指導についての全校一斉のアンケート調査を実施しております。これらの結果、同年 10 月に当該教諭が給食指導に関する件についてのみ処分措置になったところでございます。

その後、保護者の要望を受け、21 年 3 月に、道教委に事故報告書を再提出しております。

記事では、「担任が体罰や暴言」の見出しのほか、その具体的な内容が記載されており、その有無や内容の詳細に関しては町教委が認識し報告している事実とは異なる内容も含まれているところでございますが、いずれにしましても、町教委としては、然るべき対応を行ったうえで、道教委の判断を待つところであり、その結果を踏まえて保護者への説明を行うことを予定しております。

19 年 9 月の本事案発生後、現在まで 3 年余りが経過しておりますが、この間、保護者のご指摘やご要望も踏まえて適時に誠実な対応を行っているものでございます。

従いまして、本事案発生後に相応の期間が経過しているとの批判は必ずしもあたるものではないと考えておりますが、今後も引き続き適切に対処して参る所存です。

なお、この文書をまとめるにあたりましては、町教委のこれまでの対応を時系列で細かに記述させていただくことで、記事で指摘された具体的な内容に対して町教委としての見解を示そうとも考えましたが、そのようなやり方では個々の児童のプライバシーに関わる部

分にも踏み込まざるを得なくなり、また、道教委に提出した事故報告書の内容にも触れることになるため、ふさわしくないと判断したところです。

以上、ご理解くださいますようお願い申し上げます。

令和4年11月29日

俱知安町教育委員会